

「坂東市補助金等検討委員会審査基準」(案)

市民に関かれた補助金制度とするため、補助金等検討委員会において補助事業の審査、評価を実施するにあたって「坂東市補助金等交付基準(案)」を踏まえ、次のとおり「坂東市補助金等検討委員会審査基準」を定める。

【補助金等検討委員会審査基準】

補助金等検討委員会において審査を行うにあたっては、概要調書等の提出書類、所管課のヒアリングを通して、次の基準に基づき「坂東市補助金等検討委員会チェックシート」により評価を行う。ただし、領収書添付が無い等、会計の透明性確保に問題を残す事業や概要調書、所管課ヒアリング等にて補助効果を明快に説明できていない事業等については、「用途や効果が不明瞭な事業に対し、公金の支払義務は無い」という前提から審査対象外とする。なお、客観的な判断が可能と思われる審査項目については、事務局において評価を行う。

- 1 事業効果の視点
 - (1) 事業の有効性
市民の福祉向上と利益の増進に効果がある。
 - (2) 事業の効率性
費用対効果は適切である。
 - (3) 事業の適時性・緊急性
交付開始時の補助目的が現時点でも有効である。
 - (4) 事業の必要性
市の施策と合致しており、市との役割分担が明確である。
- 2 公平性の視点
 - (1) 住民間の公平性
多くの市民に便益が還元されている。
 - (2) 受益者負担の公平性
受益者負担の水準は適切である。
- 3 団体等の適格性の視点
 - (1) 団体目的との合致性
事業活動内容が団体の目的と合致している。
 - (2) 団体の自立性
団体等がすべき事務は、団体自身で行っている。
 - (3) 会計の適切性
補助金等の用途が明確に確認できる。
 - (4) 用途の適用性
補助金等の用途は適切である。
- 4 その他
 - (1) 支出根拠の適合性
補助金等の支出根拠が明確である。
 - (2) 坂東市の地域性
市の特色や独自性を生かした事業である。